貝毒管理への機器分析導入の検討 一生産現場からみた課題について一

馬場勝寿

キーワード: 貝毒、出荷規制、機器分析

背黒

ホタテガイなど二枚貝の主な餌は植物プランク トンです。植物プランクトンには貝毒と呼ばれる 毒を持つものがあり、二枚貝はその貝毒を蓄積す ることがあります。貝毒が高濃度に蓄積された二 枚貝を人間が食べると食中毒をおこします。そこ で、漁獲される二枚貝は定期的に検査され、基準 値以上の貝毒を持つ場合は自主規制(出荷停止) 等の処置がとられます。現在、日本では、二枚貝 の抽出物をマウスの腹腔内に注射して毒量を測定 する「マウス毒性試験」と呼ばれる方法を公式な 検査法として採用しています。この「マウス毒性 試験」による貝毒管理は非常に有効に機能してい るため、過去に、正規の流通ルートで市場に出回 った二枚貝による食中毒事例は全くありません。 このことは、現在の規制条件で必要十分な安全性 が確保されていることを示しています。

しかし、この「マウス毒性試験」による検査はマウスを使うため、動物愛護上の問題が指摘されています。そこで、欧州連合(EU)では2014年を目処に「マウス毒性試験」を廃止し、機器で各毒の成分を測定する「機器分析検査」の導入を進めていくことが決まっています。日本でもEUに輸出する場合は、機器分析による検査を義務づけられる可能性があります。また、日本国内向けでも、農林水産省と独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所(以後、中央水研)が中心となって、より安全・迅速・高精度で生産者の負担が少

ない貝毒検査を目指して、「機器分析検査」の導入 を検討しています。

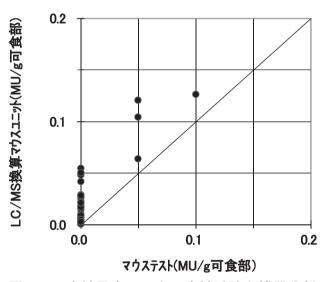
ところが、この「機器分析検査」と「マウス毒性試験」の結果は完全には一致しません。また、現在の日本の貝毒規制の基準は「マウス毒性試験」を前提としたものであり、「機器分析検査」を導入する場合は、日本として、新しい基準を定めることが必要になります。その場合、消費者の安全や生産者の利益が損なわれないよう、最新の貝毒に関する研究成果等を加味した「機器分析用の貝毒規制基準」を設定する必要があります。

そこで、本稿では、函館水産試験場と中央水産 試験場が中央水研と共同で実施したホタテガイの 貝毒の分析結果から、「機器分析検査用の貝毒規制 基準」の設定に際し、検討が必要な事項を考察し ました。なお、貝毒には食中毒の症状から分類さ れた「下痢性貝毒」と「麻痺性貝毒」の二種類が あります。

下痢性貝毒

下痢性貝毒に関しては、国の規制値は可食部で 0.05MU/gですが、北海道と各県はより安全なホタテガイ生産を目指して、0.025MU/gを自粛規制値として出荷を制限しています(1 MU = 1 マウスユニット:毒力の単位で、16~20gのマウス1匹を一定時間で死亡させる毒力)。図1にホタテガイの下痢性貝毒の測定結果を示しました。横軸にマウスユニッ

ト換算した機器分析(LC/MS:液体高速クロマトグラフ/質量分析装置)の結果¹⁾を示しています。図1は機器分析の方がマウス毒性試験よりも測定されるホタテガイの毒力が高めの結果になることを示しています。同様の結果が中央水研の鈴木ら(2007)によって示されています。これは下痢性貝毒の成分²⁾とされているオカダ酸・ジノフィシストキシン(OA・DTX)群、ペクテノトキシン(PTX)群、イエッソトキシン(YTX)群のうちマウス毒性試験ではPTX群の成分の一つ(PTX 6)とYTX群が測定されないことが原因です(鈴木ら2007)。これら3群(OA・DTX群、PTX群、YTX群)の



成分はマウスの腹腔内に注射する「マウス毒性試

図 1 下痢性貝毒のマウス毒性試験と機器分析 結果(LC/MS)の比較

表 1 ホタテガイの下痢性貝毒の測定結果から 計算される規制期間(噴火湾、2009年1月 ~2011年12月)

測定方法	規制期間 (自粛規制期間)
マウステスト	4ヶ月
機器分析	8ヶ月
機器分析 (YTXを10倍緩和)	7ヶ月
機器分析 (YTXを10倍緩和 +PTX6を規制対象外)	4ヶ月

験」ではマウスが死亡するため、毒として取り扱われてきました。しかし、最近の研究では、これら3群の成分を口からマウスに呑ませると(経口投与)、OA・DTX群は下痢等を引き起こしますが、PTX群とYTX群は顕著な毒性がないことがわかってきました。このため、国際食品規格(Codex Alimentarius)を作成しているCODEX(国連のFAOとWHOの共同機関)は2008年に規制すべき毒成分のリストからPTX群とYTX群を除外しました。このため、ニュージーランド・米国・韓国などでは両成分は規制の対象外です。また、EUではすでにYTX群の規制値を10倍に緩和しましたし、輸出国に機器分析を義務づける場合でもPTX6は規制対象外になる可能性が高いようです。

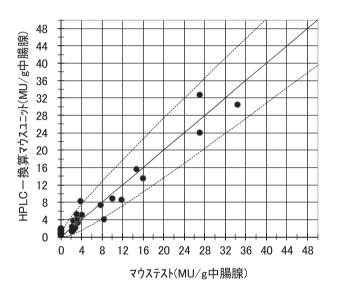
つまり、これらPTX群とYTX群の成分をどのように取り扱うかが、今後、日本で機器分析を貝毒管理の公定法として導入する場合に、検討が必要な事項になります。表1にマウス毒性試験による出荷規制の対象期間と機器分析でPTX群やYTX群に対する取扱方法を変えた場合に想定される規制期間を示しました。現行の規制条件で必要十分な安全性が確保されていることから、機器分析の導入で過剰な規制とならないためには、少なくともYTX群の規制値をEUなみに緩和し、PTX6を規制対象外にする必要があることがわかります。

麻痺性貝毒

麻痺性貝毒に関しては、国の規制値は可食部1 g当たり4MUですが、北海道と各県はより安全 なホタテガイ生産を目指して、可食部ベースで 3MU/gかつ中腸腺ベースで20MU/gを自粛規制 値として出荷を制限しています。

図2にホタテガイの麻痺性貝毒の測定結果を示しました。横軸にマウス毒性試験の結果を、縦軸にマウスユニット換算した機器分析(HPLC:高

速液体クロマトグラフ)の結果を示しています。 大きなスケールで見ると両者の相関は高いですが (図2上図)、4MU付近では機器分析の方がマウス毒性試験よりも高めの結果になっています(図2下図の四角の破線で囲った部分)。同様の結果が東北大学と大坂府立衛生研究所の大島・濱野(2007)によって示されています。これは、塩分効果(salt effect)、つまり、「この濃度の毒性の試料では、低希釈で注射するため高濃度に含まれる食塩等の不純物が毒性の発現を遅らせるため、結



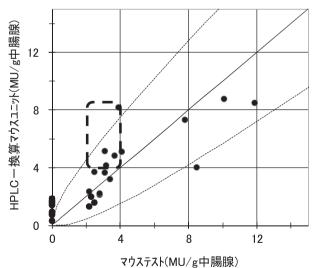


図 2 麻痺性貝毒のマウス毒性試験と機器分析 結果(HPLC)の比較、 実線はマウス毒性試験と機器分析の結果 が一致するライン、点線は90%信頼区間、 破線は塩分効果と見られる部分

果的にマウス毒性試験の結果を過小にしている」ためです。

この機器分析の方が高い結果となる領域は国の 規制基準の4MU付近であるため、貝毒管理に機 器分析を公定法として導入すると、規制が強くな るように見えます。しかし、現状でも、ほとんど の道県では、ホタテガイの規制値には、中腸腺1 g当たり20MU未満という自粛規制値(またはそ れに準じる値)が設けられているため、機器分析 を導入しても過剰な規制にはならないと考えられ ます。なぜなら、この20MU/gという値は塩分効 果が現れる領域よりも遥かに高い値であり、また、 ほとんどの麻痺性貝毒は中腸腺に蓄積されている ため、中腸腺1g当たり20MU未満のホタテガイ ならば、可食部当たり3MUを超えることはない と考えられるからです。つまり、現状の自粛規制 値は、機器分析の導入で高まる安全性よりも、も っと安全な値に設定されているということです。

ただし、中腸腺の分離が難しいホタテガイ以外 の二枚 貝の場合は、現在、貝毒検査を可食部のみ で実施しており、機器分析の公定法への導入で規 制が強まる可能性があります。

おわりに

現行のマウス毒性試験による貝毒管理では過去に一度も食中毒事例がないという実績は、行政や研究者ばかりではなく、確実に検査を実施してきた生産者にとっても、誇れる立派な実績です。しかし、現行のマウス毒性試験を公定法とする貝毒検査はコストが高いことから、貝毒検査の経済的負担が生産者に大きくのしかかっています。機器分析の公定法への導入は、コスト低減につながり、生産者も切望しています。また、機器分析による迅速性や精度向上は、結果として消費者の安全性も向上させます。すでに、農林水産省と中央水研

は機器分析の公定法への導入を本格的に検討する ための基盤研究を開始しています。今は、性急に 機器分析の導入を要求するのではなく、近い将来 機器分析の導入が本格的に検討される時に、過剰 な規制にならないよう、しっかり議論できるよう に、今後も北海道独自で貝毒の研究を継続してい く必要があると考えます。

1) 両結果とも測定は中腸腺で行い、可食部当たりに換算しています。ホタテガイでは下痢性・麻痺性とも毒のほとんどが中腸腺(ウロ)に蓄積されています。ここでいう可食部とは中腸腺を含む貝の全軟体部を示します。

2) 下痢性貝毒の成分は化学構造が大きく違う3 種類の成分(OA·DTX群、PTX群、YTX群) が報告されています。

参考文献

鈴木他(2007) 3. 下痢性貝毒のモニタリング. 貝毒研究の最先端. 恒星社厚生閣 大島・濱野(2007) 2. 麻痺性貝毒のモニタリング. 貝毒研究の最先端. 恒星社厚生閣

(ばばかつひさ 函館水試調査研究部 報文番号B2362)